

●香川県告示第47号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡小豆島町神懸通字佛ヶ滝乙38の3、乙38の6、乙38の7、乙38の8、乙39の3、乙39の4、乙44の16、乙44の17

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由 土地改良事業用地とするため